

～協会けんぽ広島支部加入企業の事業主の皆様へ～

この1冊で「健康経営優良法人」がわかる！

健康経営優良法人 サポートブック2022

(中小規模法人部門)

ひろしま企業健康宣言
事業所様は必見です！
健康経営の更なる
ステップアップへ

経済産業省の
健康経営優良法人2022を
わかりやすく
まとめました！

健康
いろは

協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター



健康
かえで

協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター



「健康経営優良法人認定」に申請する場合、
「ひろしま企業健康宣言」へのエントリーが必要です！



全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

(2021.9)

はじめに

本冊子は、「ひろしま企業健康宣言」事業所様が、健康づくりの更なるステップアップとして、経済産業省・日本健康会議が実施する「健康経営優良法人認定」に向けて、取り組んでいただくためのサポートブックです。経済産業省ホームページの「**健康経営優良法人2022（中小規模法人部門）**」の**認定要件や申請書**等をもとに作成しています。

本冊子が貴社が抱える健康課題の解決策となり、健康経営実践の一助となれば、幸いです。

※健康経営®はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

～ 目次 ～

2～3

健康経営と健康経営優良法人認定について

4

健康経営優良法人2021
（協会けんぽ広島支部加入事業所一覧）

5～6

健康経営優良法人2022
（中小規模法人部門）の認定基準

自社の取組状況を
Check

7～8

申請にあたっての手順・注意点

9～20

各評価項目の解説

21～22

ブライト500について
協会けんぽ広島支部からのお願いとサポート

- 本冊子は令和3年8月30日現在の情報をもとに作成しています。
- 協会けんぽ広島支部ホームページで随時情報を更新します
本冊子から変更箇所等があった場合など、協会けんぽ広島支部のホームページで順次情報を掲載しますので、参考にご覧ください。

HP掲載場所：

協会けんぽ広島支部>健康づくり>健康経営優良法人サポートブック2022



※経済産業省の健康経営優良法人2022（中小規模法人部門）の認定要件及び申請書等をもとに作成しており、本冊子が健康経営優良法人認定の取得を保証するものではありません。

健康経営と健康経営優良法人認定について

健康経営とは

「健康経営」とは、従業員などの健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することです。

健康経営のメリット

従業員の健康づくりに積極的に取り組み、会社として健康経営を実践することで、従業員の活力向上や医療費の節減（健康保険料の負担減）、コミュニケーションの取りやすい組織により生産性の向上、企業イメージの向上に繋がります。

生産性向上

モチベーション向上、
欠勤率低下、人材の
獲得、定着率の向上

負担軽減

医療費節減による
健康保険料負担の
抑制

ステータス向上

企業ブランド（価値）
の向上、対外・対内
イメージ向上、安定
した経営に繋がる

リスク管理

事故や労働災害の
発生の予防、けが
や病気の予防

健康経営優良法人認定とは

「健康経営優良法人認定」とは、国（経済産業省）と日本健康会議が、地域の健康課題に即した取り組みや日本健康会議が進める健康増進の取り組みをもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度です。

● 健康宣言のエントリーが必要です！

健康経営優良法人の中小規模法人部門では、協会けんぽ等の医療保険者が実施する「**健康宣言**」への参加が条件となります。協会けんぽ広島支部加入事業所の場合は、「**ひろしま企業健康宣言**」にエントリーをしてください。

（エントリーしていない場合、健康経営優良法人の申請期間内に健康宣言エントリーすれば、申請可能です。また、ひろしま企業健康宣言の「健康づくり優良事業所」に認定されていなくても、申請可能です。）

健康経営優良法人認定のメリット

「健康経営優良法人認定」を目指し、従業員の健康づくりに取り組むことでモチベーションなどの満足度が向上するとともに、従業員の健康管理を経営的な視点で考え、健康経営に取り組んでいる企業として、社会的に評価を受けることが期待できます。

従業員の生産性向上

従業員が健康になると仕事に対するモチベーションが高まり、一人ひとりの生産性の向上につながります。

企業のイメージアップ

健康な従業員が増えることで、安定した経営につながり、企業のブランド価値が上がります。また、求職者へのアピールとなり、人材獲得につながります。

インセンティブ

自治体による表彰制度や金融機関によっては認定制度に対する優遇制度などのインセンティブがあります。

★ 健康経営優良法人認定を受けると「**ロゴマーク**」が使用可能になります。



健康経営優良法人
Health and productivity
ホワイト500



健康経営優良法人
Health and productivity



健康経営優良法人
Health and productivity
ブライト500



健康経営優良法人
Health and productivity



従業員の健康づくりに
積極的な「優良企業」
であると、全国に
アピールできます！

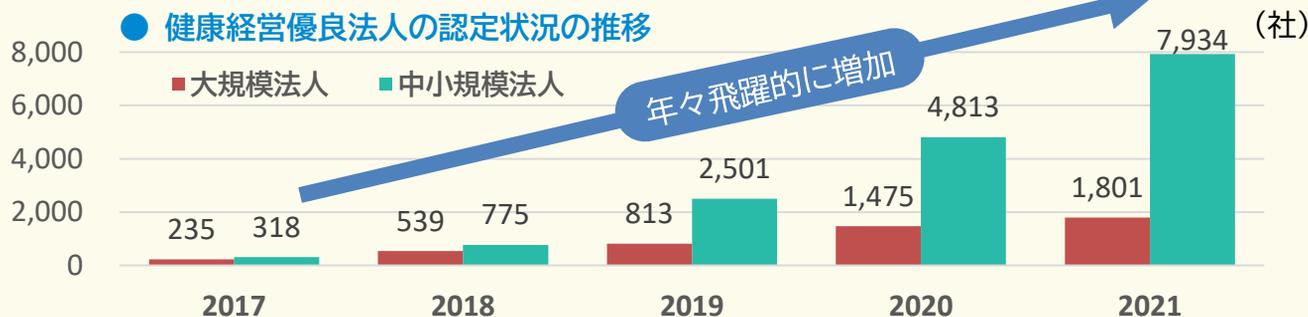
（大規模法人部門）

（中小規模法人部門）

健康経営と健康経営優良法人認定について

健康経営優良法人の認定状況

5回目となる「健康経営優良法人2021」では、大規模法人部門（上位法人には「ホワイト500」の冠を付加する）に1,801法人、中小規模法人部門（上位法人には「ブライツ500」の冠を付加する）に7,934法人が認定されました（令和3年3月4日発表時点）。



健康経営優良法人の申請区分

健康経営優良法人は会社の規模により、大規模法人部門（ホワイト500を含む）と中小規模法人部門（ブライツ500を含む）に分かれ、評価項目が異なります。

(1) 「1. 会社法上の会社等」または「2. 士業法人」の場合

業種	大規模法人部門	中小規模法人部門（いずれかに該当すること）		
	従業員数	従業員数		資本金または出資総額
卸売業	101人以上	1人以上100人以下	または	1億円以下
小売業	51人以上	1人以上50人以下		5,000万円以下
医療法人・サービス業	101人以上	1人以上100人以下		5,000万円以下
製造業その他	301人以上	1人以上300人以下		3億円以下

※従業員数が大規模法人部門に該当し、かつ、**資本金または出資金額が中小規模法人部門に該当する場合は、大規模法人部門・中小規模法人部門のいずれかに申請することが可能です（両部門に申請することはできません。）**

(2) 上記以外の法人分類の場合（※従業員数のみで区分）

法人分類	大規模法人部門	中小規模法人部門
3. 特定非営利活動法人	101人以上	1人以上100人以下
4. 医療法人、社会福祉法人、健保組合等保険者	101人以上	1人以上100人以下
5. 社団法人、財団法人、商工会議所・商工会	101人以上	1人以上100人以下
6. 公法人、特殊法人（地方公共団体、独立行政法人、公共組合、公団、公社、事業団等）	301人以上	1人以上300人以下

法人分類	業種	大規模法人部門	中小規模法人部門
7. その他、国内法（保険業法、中小企業等協同組合法、信用金庫法、私立学校法、宗教法人法等）に基づく法人	卸売業	101人以上	1人以上100人以下
	小売業	51人以上	1人以上50人以下
	医療法人・サービス業	101人以上	1人以上100人以下
	製造業その他	301人以上	1人以上300人以下

申請から認定までのスケジュール（健康経営優良法人2022）

必ず**提出期限**までに、経済産業省ホームページの指定サイトから、申請書をアップロードしてください。

部門	申請期間	認定
大規模法人部門	令和3年8月30日～令和3年 10月25日17時 厳守	令和4年3月頃
中小規模法人部門	令和3年8月30日～令和3年 11月1日17時 厳守	令和4年3月頃

健康経営優良法人2021 (協会けんぽ広島支部加入事業所一覧)

【大規模法人部門】 7社

上位法人には「ホワイト500」の冠を付加

★:ホワイト500として認定

★公益財団法人

中国労働衛生協会(福山市)

株式会社熊平製作所(広島市)

株式会社サコダ車輛(広島市)

二村自動車株式会社(広島市)

一般財団法人

広島県環境保健協会(広島市)

リョービ株式会社(府中市)

社会医療法人千秋会(東広島市)

【中小規模法人部門】 133社

上位法人には「ブライト500」の冠を付加

★:ブライト500として認定

《広島市》

★オタクホールディングス

株式会社

株式会社アイオライト

株式会社

アイグランホールディングス

アイ保険サービス株式会社

株式会社アルツト

株式会社エム・アール・ピー

大塚器械株式会社

株式会社カーファクトリーエム

川中醤油株式会社

紀陽コーテック株式会社

楠原壘罐詰工業株式会社

株式会社グローバル

株式会社桑原組

株式会社弘法

社会保険労務士法人サトー

三栄産業株式会社

三栄パブリックサービス株式会社

三光産業株式会社

株式会社サンポール

株式会社シンコー

株式会社新星工業社

株式会社シンモト自動車

株式会社体育社

高田通商有限会社

社会保険労務士法人たんぼぼ会

株式会社ちゅうせき

中和建設工業株式会社

株式会社ティーエスハマモト

デジタルソリューション株式会社

株式会社

東京海上日動パートナーズ中国四国

東洋省力株式会社

中村角株式会社

株式会社西日本エイトック

ハーコブ株式会社

株式会社広島県リースタオル

株式会社ポップジャパン

株式会社マエダハウジング

株式会社まこと屋

株式会社ミナガネット

株式会社ミヨマル

株式会社ミライ・エ

宗盛電気サービス株式会社

株式会社ムラカワ

株式会社ゆたか

有限会社吉原運送

令和スイッチ株式会社

株式会社ロイヤルコーポレーション

《呉市》

★共同食品工業株式会社

★ベンダ工業株式会社

呉商工会議所

株式会社コトブキソリューション

中国化薬株式会社

株式会社トライ・エックス

《竹原市》

竹原商工会議所

株式会社テック

《三原市》

★株式会社八天堂

第日工業株式会社

株式会社Tグループ

藤原商事株式会社

三原テレビ放送株式会社

《尾道市》

共和工機株式会社

迫田運送株式会社

株式会社山本製作所

《福山市》

★アテル株式会社

★社会福祉法人アンダンテ

★伊豆義株式会社

★こだま食品株式会社

★サルボ両備株式会社

★株式会社中国トラベル

★マルケー食品株式会社

株式会社アイエスツール

青葉印刷株式会社

株式会社アベックスフーズ

株式会社井笠バスカンパニー

有限会社稲葉産業

映クラ株式会社

株式会社かこ川商店

株式会社キャストム

株式会社キャスルコーポレーション

株式会社三共冷熱

株式会社三幸社

株式会社シーケイエス・チューキ

株式会社繁山興業

昌和産業有限会社

株式会社中国バス

鞆鉄道株式会社

日神運輸株式会社

林田工業株式会社

広建コンサルタンツ株式会社

株式会社フィッツ

福山ガス株式会社

福山商工会議所

福山青果株式会社

福山名和運輸株式会社

株式会社福山臨床検査センター

有限会社ブラン・ドゥ

豊栄電業株式会社

有限会社堀本精工

株式会社ミツボシコーポレーション

株式会社メディアテック心

株式会社八杉商店

株式会社ヨコセロ

株式会社ラックス

《府中市》

石原工作株式会社

株式会社福山パトロール

有限会社ワタセモールド

《三次市》

大津建設株式会社

株式会社東洋広告

有限会社はなわ

《庄原市》

小林建設株式会社

《大竹市》

株式会社アサヒテクノリサーチ

おおたけ株式会社

小田光株式会社

竹の子の里株式会社

《東広島市》

有限会社GUTS

株式会社上垣組

ジェネシスアイ株式会社

中国精螺株式会社

中国プラント株式会社

株式会社日興ホーム

株式会社HIVEC

東広島商工会議所

豊国工業株式会社

株式会社本宮商会

《廿日市市》

株式会社くらしのオハナ

株式会社高宮運送

廿日市商工会議所

株式会社広島精機

《安芸高田市》

広島ガス高田販売株式会社

《海田町》

広洋工業株式会社

《熊野町》

荻野工業株式会社

《北広島町》

株式会社千代田工務店

有限会社八ナキ保険企画

健康経営優良法人2022（中小規模法人部門）の認定基準

中小規模法人部門の評価項目から、「自社の取組状況」を確認してみましょう。

大項目	中項目	小項目	評価項目
1.	経営理念・方針		健康宣言の社内外への発信・経営者自身の健診受診
	2. 組織体制		健康づくり担当者の設置 (求めに応じて) 40歳以上の従業員の健康診断のデータの提供
3 制度・施策実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題に基づいた具体的な目標の設定	健康経営の具体的な推進計画
		健診・検診等の活用・推進	①従業員の健康診断の受診(受診率実質100%)
			②受診勧奨に関する取り組み
			③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施
	健康経営の実践に向けた土台づくり	ヘルスリテラシーの向上	④管理職・従業員への教育
		ワークライフバランスの推進	⑤適切な働き方の実現に向けた取り組み
		職場の活性化	⑥コミュニケーションの促進に向けた取り組み
		病気の治療と仕事の両立支援	⑦私病等に関する両立支援の取り組み
	従業員の心と身体の健康づくりに関する具体的対策	保健指導	⑧保健指導の実施または特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み
		具体的な健康保持・増進施策	⑨食生活の改善に向けた取り組み
			⑩運動機会の増進に向けた取り組み
			⑪女性の健康保持・増進に向けた取り組み
			⑫長時間労働者への対応に関する取り組み
			⑬メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み
		感染症予防対策	⑭感染症予防に関する取り組み
喫煙対策	⑮喫煙率低下に向けた取り組み 受動喫煙対策に関する取り組み		
4. 評価・改善		健康経営の取り組みに対する評価・改善	
5. 法令遵守・リスクマネジメント ※誓約事項参照		定期健診を実施していること、50人以上の事業場においてストレスチェックを実施していること、労働基準法または労働安全衛生法に係る違反により送検されていないこと、等	

上記の他、「健康経営の取り組みに関する地域への発信状況」と「健康経営の評価項目における適合項目数」を評価し、上位500法人を「ブライツ500」として認定されます。

赤色の箇所が健康経営優良法人2021からの追加・変更箇所です。

必須項目は必ず取り組む必要があります。
①～⑮は認定要件を満たすように取り組む必要があります。

認定要件確認のため、実施している取組みに「○」をつけましょう。

取組例	○×	認定要件
<ul style="list-style-type: none"> 「ひろしま企業健康宣言」にエントリーし、健康宣言に取り組むことを社内外に発信 経営者自身が年に1回、健康診断を受診 		必須
<ul style="list-style-type: none"> すべての事業場に健康経営を推進する「健康づくり担当者」を設置 協会けんぽの「健康保険委員」に登録 		必須
<ul style="list-style-type: none"> 40歳以上の従業員が協会けんぽの「生活習慣病予防健診」を受診 40歳以上の定期健診受診者は「事業者健診結果データ提供同意書」を協会けんぽに提出 		必須
<ul style="list-style-type: none"> 「ヘルスケア通信簿」等から自社の健康課題を把握し、その課題に対して具体的な計画や数値目標を設定し、責任担当者や目標期限・スケジュールを定めている 		必須
<ul style="list-style-type: none"> 従業員の定期健診の受診率が95%以上（やむを得ない場合を除く） 健診を受けていない従業員に対して、早期の健診受診を個別に促す 		左記①～③のうち 2項目以上
<ul style="list-style-type: none"> 定期健診の結果、要治療・再検査が必要な従業員に受診勧奨 がん検診（生活習慣病予防健診含む）の受診勧奨 		
<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省推奨のストレスチェックを実施している（50人以上の場合は必須です） 		左記④～⑦のうち 1項目以上
<ul style="list-style-type: none"> 健康をテーマとした研修会の参加 ・協会けんぽ広島支部の「健康づくり講座」を利用 社内報やメールで健康をテーマとした情報を定期的（1ヶ月に1回）に従業員に提供 		
<ul style="list-style-type: none"> 定時消灯日・定時退勤日（ノー残業デー等）の設定 ・年次有給休暇取得の促進 個々の従業員のワークライフバランス実現に合わせた適切な配置転換 		
<ul style="list-style-type: none"> 職場の活性化のイベントを会社主体で実施（例：社員旅行や家族交流会・昼食会等） 就業時間中のコミュニケーション時間の確保や談話スペースなどの職場環境の整備 		
<ul style="list-style-type: none"> 治療を要する従業員の相談窓口を設置し、従業員へ周知 治療に配慮した休暇制度や勤務制度の整備（例：病気休暇、時差出勤、在宅勤務等） 		左記⑧～⑮のうち 4項目以上
<ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽの「特定保健指導」を利用 特定保健指導を受けるために勤務シフトの時間調整や実施場所を提供 		
<ul style="list-style-type: none"> 社員食堂や仕出弁当で健康に配慮した食事の提供 ・健康に配慮した飲料の提供 食生活改善に向けたアプリ提供、カロリー記録等のサポート 		
<ul style="list-style-type: none"> 毎日ラジオ体操やストレッチなどを実施 ・徒歩通勤や自転車通勤の推奨 スポーツイベントの開催や参加を促進 		
<ul style="list-style-type: none"> 婦人科健診・検診の費用を会社負担 ・女性専用の健康相談窓口を設置し社内で周知 協会けんぽの子宮頸がん・乳がん検診（生活習慣病予防健診）の利用促進 		
<ul style="list-style-type: none"> 長時間労働者に対して、産業医や人事労務担当者による面談を実施 本人の業務負担の見直し、勤務時間の制限を行うなどの配慮 		
<ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルス相談窓口、ハラスメント相談窓口、内部通報窓口を設置し従業員へ周知 メンタルヘルス不調者の復帰に向けた支援体制を整備 		
<ul style="list-style-type: none"> 予防接種時間の出勤認定、実施場所の提供、費用の補助を実施 事業場における感染症予防の環境整備 ・従業員等のワクチン接種に対する支援 		
<ul style="list-style-type: none"> たばこの健康影響についての研修の実施 ・禁煙外来の受診費用の補助 禁煙達成者に対する表彰やインセンティブの付与 		
<ul style="list-style-type: none"> 従業員の受動喫煙防止に向け、敷地内禁煙、屋外喫煙所の設置（屋内全面禁煙）、喫煙室の設置（空間分煙）のいずれかを実施 		必須
<ul style="list-style-type: none"> 受診率や参加率、満足度などの社内指標を定めて、健康経営の取組みを実施後、目標や計画の改善検証（参考：中国地域における健康経営企業事例集-中国経済産業局HP） 		必須
<ul style="list-style-type: none"> 定期健診や生活習慣病予防健診の受診 50人以上の事業場において、ストレスチェックを実施 労働基準法、労働安全衛生法など従業員の健康管理に関する法令違反や送検はない 長時間労働等で労働基準監督署から是正指導又は是正勧告を受けていない など 		必須

ブライト500は左記選択項目①～⑮のうち13項目以上

申請にあたっての手順・注意点

健康経営優良法人（中小規模法人部門）の申請書ダウンロードについて

健康経営優良法人の申請は、「経済産業省のホームページ」から行います。

まず、経済産業省ホームページの「健康経営優良法人の申請について」の下の方にある「**新規申請用ID発行サイト**」にアクセスし、貴社情報を登録すると、登録したメールアドレスに**申請サイトのURL、ID・パスワード**が届くので、申請サイトにアクセスし、「**申請書のExcelファイル**」をダウンロードしてください。

なお、回答時もこのサイトで、入力した申請書（Excelファイル）をアップロードします。

《経済産業省ホームページ：健康経営優良法人の申請について》

②健康経営優良法人（中小規模法人部門）2022認定申請書の作成 <2021年8月30日（月）～11月1日（月）17時>

<初めて申請する場合>

<http://enq.nikkei-r.co.jp/e/22hc/>（新規申請用ID発行サイト）

ここを
クリック

i. 上記ページで法人名やメールアドレス等を登録してください。

登録メールアドレス宛に、専用サイトのURL、ID、パスワードを記載した電子メールを自動でお送りします。

ii. 専用サイトで健康経営優良法人（中小規模法人部門）認定申請書をダウンロードし、必要事項を入力した電子データを専用サイトにアップロードしてご提出ください。

<過去に申請したことがある場合>

過去に申請したことがある場合は、ご担当者宛てに申請サイトのURL・ID・パスワードが送付されています

i. 過去の登録メールアドレス宛に、受付開始時に案内を電子メールでお送りします。

ii. 専用サイトで健康経営優良法人（中小規模法人部門）認定申請書をダウンロードし、必要事項を入力した電子データを専用サイトにアップロードしてご提出ください。

サイトにアクセスできない等の場合は、以下までご連絡ください。

経済産業省 健康経営優良法人の申請

検索



まずは、自社の取組状況と認定要件を本冊子P5～6で確認

●必須項目と選択項目について

・本冊子P5～6で自社の取組状況について、「○・×」をつけていただき、「**認定要件**」と照らし合わせてください。

・必須項目については、すべて「**実施している**」ことが条件になります。選択項目については、それぞれの認定要件を満たす項目数を「**実施している**」ことが条件になります。

次に「本冊子」を確認しながら「申請書（Excelファイル）」の入力へ

●本冊子P9～20の活用方法

・本冊子P9～20では、P5～6の評価項目の順に内容を説明しており、「**適合基準《抜粋》**」、「**取組みのポイント**」、「**申請書入力のポイント**」の3つで構成しています。

項目	解説
適合基準《抜粋》	評価項目を満たす要件を抜粋した内容になります。
取組みのポイント	評価項目を満たす健康経営の取組みが実施できているか、確認してください。実施できていない場合は、実施に向けてご検討ください。
申請書入力のポイント	申請書の質問項目の回答を入力する際に参考としてください。「不適合：×」は適合基準を満たさない選択肢です。

申請にあたっての手順・注意点

● 回答期間の範囲について

・特に指示がない限りは、「**2020年〔令和2年〕4月1日から申請日まで**」に実施された内容をお答えください。

・実施予定は不可となります。

● 回答方法について

・（任意回答）と記載の設問以外は、すべての項目をお答えください。

・空欄があると認定要件を満たさない場合があるので、入力もれには十分ご注意ください。

● 健康経営優良法人2021（前回）からの主な変更点

・認定申請書兼誓約書の押印・郵送がなくなり、完全電子化（**申請書データのアップロードのみ**）になりました。

・新型コロナウイルス感染症の影響による特別措置が、今回はございません。

・各質問の回答で「その他」の「自由記入欄」がなくなった項目が多く、選択肢の取組内容からお選びください。

実施可能な施策は、**申請日まで**に実施しましょう



不適合にならないか必ず確認しましょう



《保険証のイメージ》



■ 申請書入力スタート ※誓約事項については、本冊子P20へ

● 評価項目以外の申請書入力のポイント

質問	内容
Q 1	全国健康保険協会(協会けんぽ)に加入の場合は、「1」を入力。
SQ 1 a	【支部名】:加入支部(広島)を選択。 【記号】:保険証の記号(氏名の上にある「記号」の7桁または8桁の数字を入力してください。) ※保険者番号の「01340017」ではありません。
Q 2	貴社の業種等について入力。 (a)法人格の分類 (b)日本産業分類に準拠する業種 (c)日本標準産業分類に準拠する業種の詳細な分類
Q 3	回答範囲について、自社全体(日本国内に限ります。)での回答として「1」を入力。 ※「2」の自社の一部事業場のみでの回答を選択された場合、認定要件を満たさないので注意。
Q 4	申請日時点(把握されている最新時点)の従業員数を入力。 ●①～④の対象となる常時使用する従業員数を、必ず入力してください(いない場合は、「0」と入力)。 ●⑤～⑧の対象となるその他の従業員数は本申請の対象として含める場合、入力してください(任意)。 ⇒申請区分判定に「 中小規模法人に該当 」が表示された場合は、「Q5」に進んでください。
SQ 1	申請区分判定が「 大規模法人に該当 」であった場合、 ●Q2(a)で「1. 会社法上の会社等」または「2. 土業法人」を選択した場合 ⇒「資本金または出資総額」を入力してください。 緑色の枠に「あなたは中小規模法人です。次の設問へお進みください。」が表示されていることを確認。 ●Q2(a)で「1. 会社法上の会社等」または「2. 土業法人」以外の3～7のいずれかを選択した場合 ⇒中小規模法人部門へ申請する理由、中小企業に対する健康経営の普及および具体的な取り組み支援の実績を入力してください。
Q 5	過年度の健康経営優良法人の認定状況について、認定年度にそれぞれ「1」を入力。

小項目	項目番号	評価項目	認定要件
経営理念・方針	1	健康宣言の社内外への発信・経営者自身の健診受診	必須

○適合基準《抜粋》

本項目は、以下①および②のいずれも満たすことをもって適合とする。

- ①経営者が、全国健康保険協会等保険者のサポートを受けて、組織として従業員の健康管理に取り組むことを明文化（保険者が実施する健康宣言事業への参加等）し、その文書等を従業員および社外の関係者（ステークホルダー）に対し表示（発信）していること。
- ②経営者自身が、年に1回定期的に健康診断を受診していること。



○取組みのポイント

- ①●協会けんぽ等の保険者が実施する「健康宣言」に参加
協会けんぽ広島支部の場合は、申請前に「ひろしま企業健康宣言」へエントリー
●「宣言証」を会社の応接室などに掲示し、従業員に対して健康宣言をしたことを周知
●社外へ健康宣言していることを発信（宣言証をホームページに掲載するなど）
- ②●経営者自身が必ず健康診断を受診 ⇒ 受診予定は不可、申請日までに受診ください

○申請書入力のポイント

ひろしま企業健康宣言証

質問	内容 ★必須項目のため実施していることが条件	不適合：×
Q6	広島支部の「ひろしま企業健康宣言」に参加しているので「1」を入力。⇒SQ3へ	選択肢5
SQ1	Q6の回答が「2」の場合、以前の加入保険者の保険者名と記号等を入力。	—
SQ2	Q6の回答が「3」・「4」の場合、健康宣言の内容について、該当選択肢に「1」を入力。	選択肢4
SQ3	宣言証を社内に掲示している場合、選択肢4に「1」を入力。その他、該当選択肢に「1」を入力。	選択肢8
SQ4	宣言証を自社HPに公開している場合、選択肢2に「1」を入力。その他、該当選択肢に「1」を入力。	選択肢7
Q7	経営者自身が2020年4月1日以降に健康診断を受診していれば「1」を入力。	—
SQ1	Q7の回答が「2」の場合、療養中といった真にやむを得ない理由の場合は「1」を選択。	選択肢2

申請書Q8

小項目	項目番号	評価項目	認定要件
組織体制	2-1	健康づくり担当者の設置	必須

○適合基準《抜粋》

本項目は、全ての事業場において、従業員の健康保持・増進に関する取り組みを推進する担当者を定めていることをもって適合とする。

なお、健康診断や保健指導、特定保健指導の連絡窓口等の実務を担う担当者も含む。特定の資格や研修の終了を求めるものではない。

○取組みのポイント

- 全ての事業場において「健康づくり担当者」を設置
- 協会けんぽ広島支部の「健康保険委員」は「健康づくり担当者」となる
⇒健康保険委員が未登録の場合は、申請前に「健康保険委員登録届」を広島支部にご提出をお願いします

○申請書入力のポイント

質問	内容 ★必須項目のため実施していることが条件	不適合：×
Q8	全ての事業場に対して、健康づくり担当者を設置している場合は「1」を入力。	選択肢2
SQ1	健康づくり担当者が実施している活動内容について、該当選択肢に「1」を入力。	選択肢9
SQ2	健康づくり担当者が持っている資格について、該当選択肢に「1」を入力。	—
SQ3	Q8の回答が「1」の場合、連携している外部の専門家について、該当選択肢に「1」を入力。	—

小項目	項目番号	評価項目	認定要件
組織体制	2-2	(求めに応じて) 40歳以上の従業員の健康診断のデータの提供	必須

○適合基準《抜粋》

本項目は、以下①または②のいずれかを満たすことをもって適合とする。

- ①保険者に対し、40歳以上の従業員の健康診断のデータを提供していること。
 - ②保険者からの求めに応じ、40歳以上の従業員の健康診断のデータを提供する意志表示を保険者に対して行っていること。
- なお、40歳以上の従業員がいない場合も適合とする。

○取組みのポイント

- 40歳以上の従業員が受診している健診の種類を確認
- 協会けんぽの「生活習慣病予防健診」を1名以上受診している場合、データ提供済みとなり①に該当
- 生活習慣病予防健診以外の健診(労働安全衛生法の定期健診)を受診している場合、
⇒協会けんぽ広島支部に「事業者健診結果データの提供に関する同意書」を提出してください

○申請書入力のポイント

質問	内容 ★必須項目のため実施していることが条件
Q9	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員が「生活習慣病予防健診」を受診している場合は、データ提供済みとなるので「1」を入力。 ・広島支部に健診データ提供についての「同意書」を提出している場合、「2」を入力。 ・40歳以上の従業員がいない場合は、「3」を入力。 ・「4」のデータ提供について保険者に意思表示をしていないに該当する場合は、「事業者健診結果データの提供に関する同意書」を申請前に協会けんぽ広島支部に提出してください ⇒ その後、「2」を入力。

申請書Q10

小項目	項目番号	評価項目	認定要件
健康課題に基づいた具体的な目標の設定	3-1-1	健康経営の具体的な推進計画	必須

○適合基準《抜粋》

本項目は、従業員の健康課題を踏まえ、従業員の健康保持・増進、過重労働防止等に関する計画を策定し、具体的な数値目標、実施(責任)主体および達成期限を定めていることをもって適合とする。

なお、本項目では「目標・計画の“設定”」を評価するため、目標の達成状況は問わない。

また、健康宣言において何らかの数値目標を定めている場合や、既に定めている安全衛生計画等に従業員の健康保持・増進、過重労働防止等に関する目標・計画の記載がある場合も、適合とする。

次の4点を満たすこと

- ①自社の従業員の健康課題を把握している
- ②その課題に対して具体的な計画や数値目標を設定している
- ③計画を実行するにあたり実施主体・責任担当者を定めている
- ④目標の期限や達成スケジュールを定めている

○取組みのポイント

- 協会けんぽ広島支部からお送りする「ヘルスケア通信簿」等で自社の健康課題を把握
- 「ひろしま企業健康宣言」で取り組むテーマについて、具体的な数値目標や実施スケジュールを設定
- 中国経済産業局「中国地域における健康経営企業事例集」事例の目標設定を参考(令和3年3月HP掲載)

○申請書入力のポイント

質問	内容 ★必須項目のため実施していることが条件(目標達成は問わない)	不適合:×
Q10	具体的な推進計画、数値目標、実施主体、達成期限を定めている場合は「1」を入力。	選択肢2
SQ1	従業員の健康課題の把握方法について、「ヘルスケア通信簿」で健康課題を把握している場合は選択肢5に「1」を入力。その他、該当選択肢に「1」を入力。	—
SQ2	記入例や本冊子11ページを参考に数値目標と内容、計画などを入力。	

各評価項目の解説

質問 (SQ2)	内容 ★必須項目のため実施していることが条件 (目標達成は問わない)		
a) 課題のテーマ	7	← 選択肢1~10から選択	
b) 課題の内容	従業員1人当たりの業務負荷の差が大きく、業務の平準化を行うことができていないため、残業時間がなかなか削減されない。		
c) 数値目標の内容と期限	どのような数値目標か	1人当たりの1ヶ月平均残業時間の削減	
	現状値(計画策定時)	目標値	単位
	30	10	時間/月
	達成年度	2021年度	
d) 推進計画	業務の標準化を図り、ノー残業デーを週に1日設けることで社内に帰しやすい雰囲気を醸成し、月の残業時間の削減を目指す。		
e) 取り組み結果(任意)	毎週水曜日はノー残業デーとし、一人に業務が集中しないようローテーション制を導入。		
f) 効果検証結果(任意)	2021年度は1人当たりの1ヶ月平均残業時間が8時間となり、目標を達成。		

○健康経営の目標・指標(例) 自社の現状を確認してみましょう。

分野	健康経営の目標・指標例	現状	(単位)
健康診断	・ 定期健診受診率の向上		(%)
	・ 健診結果における有所見者の減少		(人・%)
	・ 再検査、要精密検査の医療機関受診率の向上		(人・%)
	・ 生活習慣病(高血圧症・糖尿病・高脂血症等)の未治療者の減少		(人・%)
	・ 特定保健指導の実施率の向上		(%)
生活習慣・メンタル	・ 従業員の喫煙率の減少		(人・%)
	・ ストレスチェック結果の高ストレス者の減少		(人・%)
	・ 従業員の病気や不調による欠勤日数の減少		(日・%)
	・ メンタル不調者数、休職率の低下		(人・%)
働き方	・ 有給休暇取得の促進		(日・%)
	・ 1ヶ月当たりの平均時間外勤務(残業)時間の削減		(時間・%)
	・ 入社3年目の離職率の低減		(人・%)
施策	・ 休職後の職場復帰率の向上		(人・%)
	・ セミナー・研修等の参加人数、参加率		(人・%)
	・ セミナー・研修等のアンケート結果による満足度		(%)

○中国経済産業局「中国地域における健康経営企業事例集」のフレームワーク(参考) (令和3年3月:中国経済産業局HP掲載)



認定企業の目標や取り組みの事例が掲載されています

健康経営に取り組むきっかけ・課題

< 目的・目標 (KPI) >

取組内容

取組後の成果

小項目	項目番号	評価項目	認定要件
健診・検診等の活用・推進	3-1-2	①従業員の健康診断の受診（受診率実質100%）	①～③のうち2項目以上

○適合基準《抜粋》

本項目は、以下①または②のいずれかを満たすことをもって適合とする。

ただし、2020年度と2021年度（申請日まで）のどちらの定期健診受診率でも申請可能とする。

①やむを得ない理由がある者を除き、労働安全衛生法に基づく定期健康診断における直近の受診率が100%であること。

②やむを得ない理由がある者を除き、労働安全衛生法に基づく定期健康診断における直近の受診率が**95%以上**であり、未受診者に対して、早期に受診するように適切な受診勧奨を行っていること。

※やむを得ない理由とは、長期の病気休職、産前産後休業及び育児休業により1年を超えて休業、1年を超えて海外赴任等

※新型コロナウイルス感染症を理由とした非受診者はやむを得ない理由にならない。

ただし、健診機関の都合（予約が取れない等）により、やむを得ず2021年度にずれこんでしまった場合に限り、2020年度に実施したものとす。

○取組みのポイント

- 定期健診の受診義務のある従業員を把握し、健診受診の勧奨
- 未受診の従業員に対して、早期の健診受診を個別に促す
- 健診受診しやすい環境を整備
会社が健診予約、健診時間を出勤認定、費用負担、シフト調整など

$$\text{受診率} = \frac{\text{健診受診者数}}{\text{対象人数} - \text{やむを得ない理由がある方}}$$

○申請書入力のポイント

・常時使用する従業員数のうち、健康診断の受診義務がある人が対象 ⇒ 対象外は (v)対象除外人数に含める。

質問	内容			
Q11	(v)対象除外人数	やむを得ない理由がある者、健康診断の受診義務がない者、実施期間後に入社した者		
	(w)健診受診期間後退職人数	実施年度の集計時点から年度末までに退職した者の人数	(y)健診受診者数	(w)の退職者も含む健診受診者数
			(z)受診率	「95%以上」になること
SQ1	未受診者に対する受診勧奨の内容について、該当選択肢に「1」を入力（選択肢4は不適合）。			

申請書Q12

小項目	項目番号	評価項目	認定要件
健診・検診等の活用・推進	3-1-3	②受診勧奨に関する取り組み	①～③のうち2項目以上

○適合基準《抜粋》

本項目は、以下①または②のいずれかを満たすことをもって適合とする。

①定期健康診断等の結果、再検査や精密検査が必要とされた従業員に対する受診を促すための取り組みまたは制度があること。

②従業員に対するがん検診等、任意検診の受診を促す取り組みまたは制度があること。

○取組みのポイント

①②●再検査・精密検査、がん検診等の従業員への受診勧奨（メール・文書、声掛け、朝礼・会議など）

①②●再検査・精密検査、がん検診等に要する時間の出勤認定や特別休暇の認定、費用補助

②●協会けんぽが実施する「生活習慣病予防健診」はがん検診（肺・大腸・胃がん等）を含み②に該当

○申請書入力のポイント

質問	内容	不適合：×
Q12	①定期健康診断等の結果による再検査・精密検査が必要とされた従業員に対する受診勧奨の方法について、該当選択肢に「1」を入力。	選択肢9
	②がん検診等、任意検診の受診を促す取り組み等について、該当選択肢に「1」を入力。 ※従業員に協会けんぽの「生活習慣病予防健診」の受診勧奨を行っている場合は、がん検診を含むため、勧奨の実施方法に応じて、選択肢1または選択肢2に「1」を入力。	選択肢7

小項目	項目番号	評価項目	認定要件
健診・検診等の活用・推進	3-1-4	③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施	①～③のうち2項目以上

○適合基準《抜粋》

本項目は、従業員数50人未満の全ての事業場および従業員数50人以上の全ての事業場（法令遵守）において、労働安全衛生法に定められたストレスチェック制度に準じて、ストレスチェックを実施していることをもって適合とする。

なお、ストレスチェックの実施者は医師、保健師または厚生労働大臣が定める研修を修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士もしくは公認心理士である必要がある。

ストレスチェック調査票を従業員に配付するだけ、またセルフチェックは対象外。

○取組みのポイント ※厚生労働省の「ストレスチェック制度導入マニュアル」を参照のこと

- ストレスチェックの実施者（上記の資格を有するもの【外部委託可】）を選定
- ストレスチェック実施の社内規程を作成し、従業員へ周知のうえ、ストレスチェックを実施
- 高ストレス者へ産業医の面談や保健指導を実施 ⇒ 50人未満の事業場で産業医を選任されていない場合やストレスチェックについては、「広島産業保健総合支援センター」にご相談ください

○申請書入力のポイント

質問	内容	不適合：×
Q13	★従業員が50人以上の事業場でのストレスチェックは必須 ストレスチェックの実施について、2020年度または2021年度の状況を入力。 従業員が50人未満の事業場も含めて全ての事業場で実施している場合は「1」を入力。	選択肢2

申請書Q14～15

小項目	項目番号	評価項目	認定要件
ヘルスリテラシーの向上	3-2-1	④管理職・従業員への教育	④～⑦のうち1項目以上

○適合基準《抜粋》

本項目は、以下①または②のいずれかを満たすことをもって適合とする。

- ①《研修等による場合》 1年度に少なくとも1回、管理職や従業員に対し、健康をテーマとした従業員研修を実施している、または、外部機関主催の研修等に参加させていること。もしくは、一部の管理職や衛生管理者等が外部機関主催の研修等を受講し、その内容を社内の研修を受講すべき者に周知している場合も適合とする。なお、個人が任意で受講している研修等は含まれない。
- ②《定期的な情報提供による場合》 少なくとも1か月に1回の頻度で、全従業員に対し、健康をテーマとした情報提供を行っていること。ただし、個人宛通知・メールや文書回覧等、従業員個人に届く方法で行うこととし、単なる掲示等による情報提供は除く。

○取組みのポイント

- ① ● 生活習慣病予防、食生活、運動、メンタルヘルス、感染症対策等に関する研修の実施または参加
- ① ● 社外研修の受講内容を周知・伝達 ● 協会けんぽ広島支部が実施する「健康づくり講座」を利用
- ② ● 協会けんぽ広島支部の「メールマガジン」の健康情報を従業員にメールや回覧で情報提供
⇒未登録の場合、広島支部のホームページから「メールマガジン」配信登録をしてください
- ② ● 「い・ろ・か（ひろしま企業健康宣言通信）」の回覧など、従業員に健康情報を定期的に提供 など

○申請書入力のポイント

質問	内容	不適合：×
Q14	①管理職や従業員に対する研修等の実施、参加状況について、該当選択肢に「1」を入力。	選択肢6
SQ1	①研修等のテーマについて、該当選択肢に「1」を入力。	—
SQ2	①研修内容の伝達、周知方法について、該当選択肢に「1」を入力。	選択肢5
Q15	②毎月1回以上の頻度で健康をテーマとした情報を提供している場合は「1」を入力。	選択肢2・3
SQ1	②情報提供のテーマについて、該当選択肢に「1」を入力。	—

小項目	項目番号	評価項目	認定要件
ワークライフバランスの推進	3-2-2	⑤適切な働き方の実現に向けた取り組み	④～⑦のうち1項目以上

○適合基準《抜粋》

本項目は、組織として時間外勤務の縮減や有給休暇取得の促進等、仕事と家庭生活の両立に向けた環境づくりのための取り組みを継続的に行っていることをもって適合とする。

超過勤務時間の把握のみでは適合要件を満たさない。

○取り組みのポイント

・従業員の時間外労働時間、年次有給休暇の取得状況を確認のうえ、以下の取り組みを実施

- 残業の事前申告制度の導入
- 定時消灯日・定時退勤日（ノー残業デー等）の設定
- 業務繁忙に応じた休業日や所定労働時間の設定
- 勤務間インターバル制度の設定
- 年次有給休暇の取得を促進する取り組み
- フレックスタイム制度または時差出勤制度の導入
- 時間外労働時間の削減を管理職や一般従業員の評価項目に設定する など

○申請書入力のポイント

質問	内容	不適合:×
Q16	仕事と家庭生活の両立に向けた環境づくりのための具体的な取り組みについて、該当選択肢に「1」を入力。	選択肢13

申請書Q17

小項目	項目番号	評価項目	認定要件
職場の活性化	3-2-3	⑥コミュニケーションの促進に向けた取り組み	④～⑦のうち1項目以上

○適合基準《抜粋》

本項目は、従業員同士のコミュニケーション向上を目的としたイベント等の取り組み、または、外部機関主催のイベント等への参加の働きかけを、1年度に少なくとも1回以上定期的に、全従業員向けに実施していることをもって適合とする。

一部の従業員により開催されたものは不適合とし、事業者が主体となった取り組みであることをもって適合とする。また、接待や営業目的によるイベント開催等は不適合とする。

○取り組みのポイント

- 社内コミュニケーション活性化の職場環境整備（例：フリーアドレスオフィス、談話スペースの設置）
 - 社内ブログ・SNSやアプリ等のコミュニケーション促進ツールを利用
 - 従業員同士の交流を増やすための企画の実施（例：意見交換会、一言スピーチ、社内掲示板の活用等）
 - 職場の活性化のためのイベント開催や金銭支援（例：社員旅行や運動会・家族交流会、昼食会）
 - 外部機関主催のイベントへの参加（例：地域清掃やボランティア、地域祭り）
- など

○申請書入力のポイント

質問	内容	不適合:×
Q17	コミュニケーション促進に向けた組織としての具体的な取り組みについて、該当選択肢に「1」を入力。	選択肢7

小項目	項目番号	評価項目	認定要件
病気の治療と仕事の両立支援	3-2-4	⑦私病等に関する両立支援の取り組み	④～⑦のうち1項目以上

○適合基準《抜粋》

本項目は、従業員の病気の治療と仕事の両立支援に向けて、対象者の支援体制の整備等の対策を定めていることをもって適合とする。

※メンタルヘルス不調者に対する取り組みは、「【項目番号3-3-6】の⑬メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み」で評価するため対象外

○取組みのポイント

- 両立支援に関する相談体制や対応手順の整備（例：社内窓口、保険の付帯サービス、地域の相談窓口等）
- 配置・勤務時間・作業内容・通勤方法等の就業上必要な対応の策定
- 治療に配慮した休暇制度や勤務制度の整備（例：病気休暇、時差出勤、在宅勤務等）
- 復帰する部門の上司に対する、両立支援への理解を促すための教育・定期面談等の実施
- 保険加入による治療費の補助や休業補償の支給
- 病気の治療と仕事の両立に向けた定期的な面談・助言の実施 など

○申請書入力のポイント

質問	内容	不適合：×
Q18	私病等を持つ従業員の病気の治療と仕事の両立支援に向けて、組織としての具体的な取り組みについて、該当選択肢に「1」を入力。	選択肢7

申請書Q19～20

小項目	項目番号	評価項目	認定要件
保健指導	3-3-1	⑧保健指導の実施または特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	⑧～⑮のうち4項目以上

○適合基準《抜粋》

本項目は、以下①または②のいずれかを満たすことをもって適合とする。

①保健指導（特定保健指導を除く）の実施 ⇒ 事業場が実施する保健指導

労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断等の結果、特に健康の保持に努める必要があると認められる従業員に対し、医師または保健師による保健指導の機会を提供していること。

ただし、申請期間中に保健指導の対象となる従業員がいなかった場合は、①を満たすことができないため、②を満たすことをもって適合とする。

②特定保健指導の実施機会の提供 ⇒ 保険者（協会けんぽ）が実施する特定保健指導

保険者による特定保健指導を通じた健康保持・増進を促すため、実施時間の就業時間認定や特別休暇付与、実施場所の提供等の取り組みを行っていること。（対象者がいない場合でも、ルールを整備・明文化を行っていることをもって適合とする。）

○取組みのポイント

- ①●事業場において、定期健診の結果、保健指導が必要な従業員に対して保健指導を実施
- ②●協会けんぽと日程・時間を調整し、従業員の「特定保健指導」を実施（勤務時間内に実施）
⇒広島支部から「特定保健指導」のご案内が届きましたら、是非ご利用ください（オンライン可）
- ②●特定保健指導の実施場所の提供 ②●健康診断当日に健診機関で、特定保健指導の初回面談を実施

○申請書入力のポイント

質問	内容	不適合：×
Q19	協会けんぽによる「特定保健指導」の実施を促す事業主側としての取り組みについて、該当選択肢に「1」を入力。	選択肢8
Q20	事業場において、健康の保持に努める必要がある従業員に、産業医・保健師・地域産業保健センター等による保健指導を実施した場合は「1」を入力。	選択肢2

小項目	項目番号	評価項目	認定要件
具体的な健康保持・増進施策	3-3-2	⑨食生活の改善に向けた取り組み	⑧～⑮のうち4項目以上

○適合基準《抜粋》

本項目は、従業員の食生活の改善に向けた普及啓発等の取り組みを継続的に行っていることをもって適合とする。ただし、事業者が主体的に関与していない取り組み※は不適合とする。

※事業者が主体的に関与していない取り組み（対象外となるもの）

- ・ 経営者・従業員等が自主的に行っている取り組み（例：ある従業員がお弁当を持参している）
- ・ 事業者の働きかけなしに、外部の事業者により行われる取り組み（例：自社内設置の自動販売機に、事業者の働きかけなしに健康に配慮した飲料が設置）

○取り組みのポイント

- 健康に配慮した仕出弁当の利用促進や社員食堂における健康メニューの提供
- 自動販売機や訪問販売等において健康に配慮した飲料・栄養補助食品の提供
- 食生活改善に向けたアプリ提供、カロリー記録等のサポートの実施
- 外部事業者・管理栄養士等による栄養指導・相談窓口の設置
- 朝食欠食対策として社員食堂等で朝食の提供
- 定期的、継続的な食生活改善に向けた企画の実施（例：腹八分目運動、野菜摂取週間、料理教室など）

○申請書入力のポイント

質問	内容	不適合：×
Q21	食生活改善に向けた具体的な取り組みについて、該当選択肢に「1」を入力。	選択肢7

小項目	項目番号	評価項目	認定要件
具体的な健康保持・増進施策	3-3-3	⑩運動機会の増進に向けた取り組み	⑧～⑮のうち4項目以上

○適合基準《抜粋》

本項目は、従業員の運動機会の増進に向けた取り組みを継続的に行っていることをもって適合とする。ただし、事業者が主体的に関与していない取り組み※は不適合とする。

※事業者が主体的に関与していない取り組み（対象外となるもの）

- ・ 経営者・従業員等が自主的に行っている取り組み
- ・ 事業者の働きかけなしに、外部の事業者によって行われている取り組み

○取り組みのポイント

- 職場における運動の実施（例：ラジオ体操、ストレッチ、ヨガなど）
- 職場外のスポーツクラブ等との提携や利用補助を行っている
- 職場内での運動機器やジム、運動室等の設置
- 歩数計の配付、歩行や階段使用を推奨するなど、運動奨励活動の実施
- スポーツイベントの開催・参加補助の実施
- 運動習慣定着のため、徒歩通勤や自転車通勤の推奨 など

○申請書入力のポイント

質問	内容	不適合：×
Q22	運動機会の増進に向けた具体的な取り組みについて、該当選択肢に「1」を入力。	選択肢13

小項目	項目番号	評価項目	認定要件
具体的な健康保持・増進施策	3-3-4	⑪女性の健康保持・増進に向けた取り組み	⑧～⑮のうち4項目以上

○適合基準《抜粋》

本項目は、女性特有の健康課題に対応する環境の整備や、管理職・従業員が女性特有の健康課題に関する知識を得るための取り組みを継続的に行っていることをもって適合とする。

なお、女性従業員が申請日時点でいない場合も、何らかの取り組みを行っていることをもって適合とする。

○取組みのポイント

- ・協会けんぽの実施する「生活習慣病予防健診」の項目に**子宮頸がん検診・乳がん検診**があります。
- 婦人科健診・検診の費用を会社負担
- 婦人科健診・検診の受診に対する就業時間認定や特別休暇付与の実施
- 従業員や保健師等による女性の健康専門の相談窓口の設置
- 生理休暇等を取得しやすい体制を整備（例：有給化や管理職への周知徹底等）
- 妊娠中の従業員に対する業務上の配慮（健診時間の確保、休憩時間の確保、通勤負担の緩和等）
- 女性の健康関連課題等に関する理解促進のための研修・セミナーの実施 など

○申請書入力のポイント

質問	内容	不適合：×
Q23	女性特有の健康関連課題に対応する環境の整備や、従業員が女性特有の健康関連課題に関する知識を得るための具体的な取り組みについて、該当選択肢に「1」を入力。	選択肢14

小項目	項目番号	評価項目	認定要件
具体的な健康保持・増進施策	3-3-5	⑫長時間労働者への対応に関する取り組み	⑧～⑮のうち4項目以上

○適合基準《抜粋》

本項目は、従業員の労働環境を踏まえ、長時間労働者（超過勤務時間が月80時間を超える者、あるいは月80時間未満で自社で定めた基準を超える者）が発生した場合（管理職を含む）の本人の過重労働防止に向けた具体的な対応策を行っていることをもって適合とする。

ただし、期間中に長時間労働者がいない場合でも、具体的な対応策を予め策定していることをもって適合とする。

○取組みのポイント ※厚生労働省の「過重労働対策に関するガイドライン等」を参照のこと

- 長時間労働者に対する面接指導等実施要領を作成し、従業員へ周知
- 長時間労働者と産業医による面接・指導の実施
⇒50人未満の事業場で産業医を選任されていない場合「広島産業保健総合支援センター」にご相談ください
- 長時間労働者に対して保健師・看護師等専門職、産業カウンセラーによる面談・指導
- 管理職に対して人事・労務担当者、社長・経営者による面談・指導の実施
- 安全衛生委員会等の場で、超過勤務状況改善を目的とした指摘・指導を管理職に対して実施
- 本人の業務負担の見直し、勤務時間の制限を行うなどの配慮 など

○申請書入力のポイント

質問	内容	不適合：×
Q24	超過勤務時間が一定の基準を超えた長時間労働者に対しての取り組みについて、該当選択肢に「1」を入力。	選択肢10
SQ1	正社員の1人当たりの1ヶ月平均所定外労働(残業)時間の状況について、2020年度の時間を入力。	—

小項目	項目番号	評価項目	認定要件
具体的な健康保持・増進施策	3-3-6	⑬メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み	⑧～⑮のうち4項目以上

○適合基準《抜粋》

本項目は、メンタルヘルスについての相談窓口を設置し、その周知を図っていること、または、不調者が出た場合の支援体制の整備等の対策を定めていることをもって適合とする。

なお、ストレスチェックの範囲内に留まる取り組みは不適合とする。メンタルの予防策やメンタルヘルス不調者への対応策を、あらかじめ策定していることが必要。

○取り組みのポイント

- メンタルヘルスに関する相談窓口、ハラスメント相談窓口、内部通報窓口を設置し従業員へ周知
- メンタルヘルス不調の予防に向けた取り組み、復職支援、両立支援
- 従業員に対する定期的な面談・声かけを行っている
- メンタルヘルス不調者の復帰に向けた医師の意見を踏まえた支援体制の整備
- メンタルヘルス不調者の復帰に向けた短時間勤務、業務制限等の配慮
- 復帰する部門の上司に対する、両立支援への理解を促すための教育の実施
- 「こころの耳（厚生労働省委託）」の電話相談窓口など外部相談窓口の活用、従業員へ周知 など

○申請書入力のポイント

質問	内容	不適合：×
Q25	メンタルヘルス不調の予防や不調者への復職支援、就業と治療の両立支援の具体的な取り組みについて、該当選択肢に「1」を入力。	選択肢9

申請書Q26～27

小項目	項目番号	評価項目	認定要件
感染症予防対策	3-3-7	⑭感染症予防に関する取り組み	⑧～⑮のうち4項目以上

○適合基準《抜粋》

本項目は、予防接種を受ける際の就業時間認定、感染症を発症した者への特別休暇付与等、従業員の感染症予防や感染拡大防止に向けた取り組みや制度を実施していることをもって適合とする。

具体的には以下2点の両方、あるいはどちらか一方に当てはまる場合に適合とする。

- ①感染症予防や感染拡大防止に向けた取り組みや制度を実施していること。
- ②新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた取り組みや制度を実施していること。

○取り組みのポイント

- インフルエンザ等の予防接種実施場所の提供、費用の補助、接種時間の就業時間認定
- 感染症を発症した者（家族が発症した場合も含む）への特別休暇制度
- 感染者発生時の従業員の健康と事業継続を両立させるための事業継続計画（BCP）策定
- 人の接触を避けるための勤務ルールの整備（在宅勤務制度の導入、従業員の時差出勤シフト体制など）
- 職場における感染症予防対策に向けた環境整備（検温、パーテーションの設置、会議室の利用制限、Web会議システム、換気設備の整備など）
- 従業員のワクチン接種に対する支援（ワクチン接種に対する特別休暇制度、就業時間認定など）

○申請書入力のポイント

質問	内容	不適合：×
Q26	感染症対策（インフルエンザ、麻しん・風しん等）について、該当選択肢に「1」を入力。（新型コロナウイルス対応策以外）	選択肢11
Q27	新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた対策について、該当選択肢に「1」を入力。	(a)選択肢7 (b)選択肢15

小項目	項目番号	評価項目	認定要件
喫煙対策	3-3-8	⑮喫煙率低下に向けた取り組み	⑧～⑮のうち4項目以上

○適合基準《抜粋》

本項目では、従業員の喫煙率低下を促すため、喫煙者に対する禁煙促進に向けた取り組みの実施・ルールの設置や従業員に対するたばこの健康影響についての教育・研修を実施していることをもって適合とする。

また、喫煙者が申請日時点でいない場合であっても、その状態を維持するために何らかの取り組みを行っていることをもって適合とする。

○取組みのポイント

- ・まずは、従業員の喫煙状況、喫煙率を把握したうえで以下の取組みを実施
 - たばこの健康影響についての教育・研修の実施
 - 禁煙外来治療費の補助
 - 禁煙達成者に対する表彰やインセンティブの付与
 - 非喫煙者に対する手当などのインセンティブ付与（例：手当や有給の特別休暇・休憩時間等）
 - 喫煙に関する社内ルールの整備（例：就業時間中禁煙、喫煙可能な時間の制限等）
 - 禁煙・禁煙継続を促す社内イベントの実施（例：禁煙月間、禁煙デー等） など

○申請書入力のポイント

質問	内容	不適合：×
Q28	従業員の喫煙率を下げるための取り組みについて、該当選択肢に「1」を入力。	選択肢10
SQ1	現時点での従業員の喫煙率(整数)を入力。	—

申請書Q29

小項目	項目番号	評価項目	認定要件
喫煙対策	3-3-9	受動喫煙対策に関する取り組み	必須

○適合基準《抜粋》

労働安全衛生法、健康増進法の趣旨に基づいて、受動喫煙防止に向けた対策が講じられていること。

○取組みのポイント

※厚生労働省の「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」を参照のこと

- 以下の表「**適合要件と対応**」における対象施設に応じた受動喫煙防止の措置を講じる
- 従業員の受動喫煙防止に向け、全ての事業場においてのいずれかの措置を講じ、従業員へ周知
 - ①敷地内禁煙（全面禁煙）
 - ②喫煙室の設置（空間分煙）
 - ③屋外喫煙所の設置（屋内全面禁煙）
- 喫煙室、屋外喫煙所を設置する場合、非喫煙場所にたばこの煙がもれないように措置を講じる

○申請書入力のポイント 【対象施設における禁煙の状況と適合要件の整理】

<適合要件と対応> ◎：適合要件を超える対応 ○：適合要件どおりの対応 ×適合要件に満たない対応

対象施設	屋内			敷地の屋外部分		
	全面禁煙	喫煙室設置 それ以外の 屋内は禁煙	左記以外	全面禁煙	屋外喫煙所設置 それ以外の 屋外は禁煙	左記以外
・第一種施設	◎	×	×	◎	○	×
・第二種施設 ・喫煙目的施設	◎	○	×	◎	○	×

第一種施設：学校・病院・児童福祉施設等

第二種施設：第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設（※既存特定飲食提供施設含む）

●一般企業の事業所は第二種施設に該当

質問	内容 ★必須項目のため適合要件を満たすことが条件				不適合：×
Q29	1	屋内・屋外：全て◎		2	選択肢5・6
	3	屋内：○または◎、屋外：○または◎		4	

※屋外部分が一切ない場合は、屋外は◎とみなす

小項目	項目番号	評価項目	認定要件
評価・改善	4	健康経営の取り組みに対する評価・改善	必須

○適合基準《抜粋》

本項目は、健康経営の取り組みを実施後、取り組み結果をもとに、生活習慣等の改善状況の把握や効果検証等を行っていることをもって適合とする。

○取り組みのポイント

- 各取り組みを評価するための指標を定める
例) 健診受診率、特定保健指導実施率、有所見率(要治療・再検査等)、年次有給休暇取得率、喫煙率、施策への参加率・満足度 など【項目番号3-1-1】「健康経営の具体的な推進計画」で設定した目標(本冊子P10~11参考)
- 指標を基に取り組みの結果を振り返り
- 取り組みの結果を基に、健康課題を改善するために策定した目標や計画の達成率を確認
- 個々の施策について取組状況を検証しPDCAサイクルに基づいて進める

○申請書入力のポイント

質問	内容 ★必須項目のため実施していることが条件	不適合:×
Q30	健康経営の施策の評価について、実施している内容の該当選択肢に「1」を入力。	選択肢5
SQ1	具体的に評価している項目について、該当選択肢に「1」を入力。	—
SQ2	健康経営の施策の評価に対しての改善方法について、該当選択肢に「1」を入力。	選択肢5
SQ3	健康経営の施策の評価内容について、社内で共有している役職の該当選択肢に「1」を入力。	—

申請書：誓約事項

小項目	項目番号	評価項目	認定要件
法令遵守・リスクマネジメント(自主申告)	5	定期健診を実施していること、50人以上の事業場においてストレスチェックを実施していること、労働基準法または労働安全衛生法に係る違反により送検されていないこと、等	必須

○適合基準《抜粋》

以下の3点について、法人自身の宣誓により自主申告する

- 労働安全衛生法に基づき、健康診断を実施していること
- 労働安全衛生法に基づき、50人以上の事業場におけるストレスチェックを実施していること
- 2020年4月1日より申告日までに、従業員の健康管理に関する法令について重大な違反をしていないこと

○申請書の「誓約事項」の入力について

誓約日： 2021 年 [] 月 [] 日

※入力もれに注意してください
誓約日：申請期間内の日付を入力
誓約者：代表者名を必ず入力

申請者(法人名)：申請内容記載表冒頭で回答した法人名が自動で表示されます

誓約者(法人の代表者名)： []

○誓約事項《一部抜粋及び要約》 ※誓約事項の1~6の項目を誓約することが必要です。

- 2020年4月1日から申請日までに、以下の事実がないこと。
 - 労働基準法または労働安全衛生法に係る違反により、送検されている、行政機関により法人名を公表されている、または是正勧告を受けたが是正措置を講じていないこと。
 - 長時間労働等に関する重大な労働基準関係法令の同一条項に基づき、同一の事業場において是正勧告書で2回以上指摘されていること。
 - 違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施に基づき企業名が公表されていること。
 - 労働安全衛生法第78条または第79条に基づき、安全衛生管理特別指導事業場に指定されていること。
- 申請内容に虚偽がないこと。また、日本健康会議健康経営優良法人認定委員会から追加的な確認が求められた場合には誠実に対応すること。本申請において回答した項目の取り組みを説明できる資料を、申請期間最終日から2年間保存し、当該資料の提出を求められた際には応じること。

健康経営優良法人2021より、中小規模法人への健康経営の普及を更に拡大させていく必要性を鑑み、認定法人の中でも差異化が出来る目的で、優秀な上位500法人に対して「ブライト500」が創設されました。

○選定方法

- 健康経営優良法人の中でも優れた法人であることを重視し、**選択項目15項目中13項目以上**適合していることを条件とする。(本冊子P5～6参照)
- 「健康経営の評価項目における適合項目数」および「健康経営の取り組みに関する地域への発信状況」を評価する。



○ウエイト

(ブライト500のロゴ)

以下のウエイトで配点し上位500法人を選定する。

分類	ウエイト
健康経営の評価項目における適合項目数 (選択項目①～⑮の15項目における 13項目以上 に対し、1項目ごとに加点)	3
健康経営の取り組みに関する自社からの発信状況(自社HPへの掲載等)	3
健康経営の取り組みに関する外部からの依頼による発信状況(取材、講演会の対応等)	1

○申請書入力のポイント ●申請日から過去10年以内に行った健康経営に関する情報発信について入力

質問	内容
Q31	ブライト500の申請を希望される場合は、「1」を入力。
Q32	自社からの情報発信の状況について、該当選択肢に「1」を入力。以降、SQ1～SQ4を入力。
Q33	これまでに依頼されて実施した情報発信の回数をそれぞれの項目について入力。 協会けんぽ広島支部主催のセミナー等における好事例紹介などの講師依頼は「1」で、健康づくり好事例集への掲載、動画出演などの取材に関しては、「4」で回数をカウントしてください。 ※今後、協会けんぽ広島支部より、ご依頼させていただくことがありますので、ご協力をお願いします。

協会けんぽ広島支部からのお願いとサポート

■ 定期健康診断受診率100%を！(本冊子P10、12)

協会けんぽから年度内に1回、一人当たり約6割の補助があり、肺がん・胃がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がんの5大がんの検査項目が含まれている「**生活習慣病予防健診**」をご利用ください。

■ 特定保健指導の実施を！(本冊子P15)

健診の結果、メタボリックシンドロームの判定となった方は特定保健指導の対象となります。社内に対象者がいらっしゃる場合は、協会けんぽ広島支部から事業所様にご案内しますので、「**特定保健指導**」を受けることができる環境整備をお願いします。

■ 健診の結果、「要治療・再検査」となった従業員への受診勧奨を！(本冊子P12)

健診の結果、「**要治療・再検査**」となった方に、必ず「**医療機関**」へ受診していただくよう事業所様として、従業員様へご案内をお願いします。重症化の予防のためにも、早期受診がとても重要です。

■ 健康保険委員のご登録を！(本冊子P9)

事業主・加入者の皆様のご協力による事業の推進を図るため、広報・相談・各種事業の推進・モニター等にご協力いただく被保険者様を「**健康保険委員**」として募集しています(登録は無料です)。



協会けんぽ広島支部からのお願いとサポート

■ メールマガジンのご登録を！（本冊子P13）

1カ月に1回、「**メールマガジン**」で旬な健康情報（健診案内、各種申請の手続き方法・健康情報など）をお送りしています。二次元バーコードまたは協会けんぽ広島支部ホームページから、是非ご登録ください。



■ 健康づくり講座のご利用を！（本冊子P13）

保健師や管理栄養士、健康運動指導士などの専門家による「**健康づくり講座**」を無料で実施しています。また、オンラインによる開催も実施しています。内容や申込方法等について、詳しくは協会けんぽ広島支部ホームページをご覧ください。



■ 健康経営優良法人2023（来年度）の認定を目指して、取組みを始めてみませんか？

これから、健康経営の取組みを始める事業所様は、健康経営優良法人2022の**認定要件（本冊子P5～6）**を参考にしながら、来年度の健康経営優良法人2023の認定を目指して取組みを始めてみませんか。

健康経営サポートページを是非ご覧ください

「健康経営」に関する専用のサポートページを開発しています。「健康経営のメリット」や「ひろしま企業健康宣言」について、「**健康経営実践企業のインタビュー・事例紹介**」など、動画を交えて分かりやすく解説していますので、是非ご覧いただき、「健康経営」の取組みにお役立てください。
今後も順次、動画を掲載していく予定です！



申請書の確認アドバイス

協会けんぽ広島支部で、入力された申請書について内容を確認してアドバイスします（任意です）。

ご利用方法

1



入力済の申請書を印刷のうえ協会けんぽへお送りください

**10月22日（金）
到着分まで**

2



協会けんぽが申請内容を
確認し電話にてご連絡

3



事業所様より、
申請書をアップロード

<郵送先> 〒730-8512

広島市東区光町1丁目10-19 日本生命広島光町ビル2階
全国健康保険協会 広島支部 企画総務グループ 宛

<問合せ> TEL：082-568-1014

FAX：082-568-1130

<ご注意>

- 協会けんぽからは、過去の実績をもとにアドバイスさせていただきますが、認定をお約束するものではありません。
- 協会けんぽへご郵送いただく申請書はアドバイスをを行うための確認用ですので、協会けんぽ広島支部から連絡後、最終的に事業所様より経済産業省の所定のサイトから「**申請書のアップロード**」をしてください。

